

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 25 日現在

機関番号：35403

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520198

研究課題名(和文) 環瀬戸内海における民間神楽の表象物に関する民族芸術学的比較研究

研究課題名(英文) Ethnoartistic Comparative Study of "Kagura" Representations around the Inland Sea

研究代表者

三村 泰臣 (MIMURA, Yasuomi)

広島工業大学・環境学部・教授

研究者番号：60289262

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)：神楽といわれる芸術は日本だけに存在する鎮魂/招魂の歌舞と考えられてきた。しかし神楽と同一の芸術は東アジア全域で観察することができる。本研究では環瀬戸内海神楽(瀬戸内海に隣接する中国/四国/九州地方の沿岸域に分布する神楽)の表象のうち湯立と鬼神舞(荒平)を軸に考察し、日本神楽の普遍性/固有性を解明し再定義を行った。

研究成果の概要(英文)：Folk rituals Kagura has been believed in Japanese original sacred arts for soothing gods. But we observe similar arts in East Asian countries. In this study, he investigated the Kagura performances, especially Yudate ritual and dances for departed souls called "Arahi", around the Seto Inland Sea, which covers along the coastal area of Chyugoku, Shikoku and Kyushu district, then clarified originality of Japanese Kagura performances.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：芸術学

キーワード：神楽 神殿 白い布 湯立 鬼神舞 天蓋 柱

1. 研究開始当初の背景

1. およそ 10 年前、民俗芸能学会で日本神楽の定義をめぐり重ねて研究会が開催された。全国各地の事例を提出しあったが、収束するよりむしろ分散化した。神楽は日本芸能を考える上で鍵になるため、その定義は重要である。

2. その頃、筆者は西日本（特に中国地方）の各地の神楽のフィールドワークを重ねていた。その中で、この地域の神楽は日本の神楽研究が見落としていた神楽本来の形を止めていることに気付いた。その意義を求め文献資料の模索を行ったが一定の限界を突破できなかった。

3. そこで中国長江中流域にフィールドを求め、当地の民間祭祀を調査した。そこには日本神楽と類似点だけでなく、共通の諸要素を数多く確認することができた。しかもそれらの多くが死霊供養を中心にする悪神にかかわる祭祀でもあった。このことから、日本神楽の根底に死霊祭祀があると考え研究を続けた。

4. 日本神楽を改めて研究するため、そのフィールドを環瀬戸内海に定め各地の神楽調査を行うことにした。それは環瀬戸内海地域の神楽についての研究集積がなかったことと、当地域の神楽に一定の共通性が予想されたからである。この環瀬戸内海神楽と長江中流域の民間祭祀を比較考察することで、日本神楽の定義が可能であると考えた。

2. 研究の目的

1. 民間人が暮らしの中で表像してきた芸術のひとつに「民間祭祀」がある。日本ではこの民間祭祀の中核に「民間神楽」が位置付けられている。本研究は中国大陸や朝鮮半島との交流の歴史的な重要航路であった環瀬戸内海における民間神楽（環瀬戸内海神楽）の表象物（神殿と呼ぶ祭場/柱/天蓋/白い布/等）の使用分布・使用方法・使用目的を当地域の悉皆フィールド調査/比較分析した上で、東アジア（中国長江中流域/朝鮮半島）の民間祭祀の表象物とも比較考察して、環瀬戸内海の民間神楽の成立と展開及び意義を実証解明する。本研究を基礎に日本民間神楽の再定義を行う。

3. 研究の方法

1. 環瀬戸内海の民間神楽を悉皆フィールド調査し、使用されている表象物（神殿と呼ぶ祭場/柱/天蓋/白い布/等）の分布、使用方法及び目的を正確に記述した上で比較考察し、環瀬戸内海における民間神楽の意義（本質）を実証解明する。その際、これまで行ってきた中国地方の研究成果と、東アジア（長江中流域/朝鮮半島）のフィールド調査実績も加味し比較分析する、しかし

主題はあくまでも環瀬戸内海の民間神楽である。

4. 研究成果

1. 環瀬戸内海の民間神楽を中心に平成 23 年度以降、次のフィールドワークを実施した。

2. (平成 23 年度) 4/10 中庄神楽(尾道市) 5/14 尾道薪能(同) 8/5 島田人形浄瑠璃(光市) 8/7 安田系繰り人形(周南氏) 8/8 百島弓神事(尾道市) 8/10-12 鳴門阿波おどりと人形浄瑠璃(鳴門市) 8/28 原神楽(廿日市市) 10/9 山代白羽神楽(岩国市) 10/14 金丸八幡神社神楽(徳島県みよし町) 10/22 湯立神楽(丸亀市) 11/3 三作神楽(周南市) 1/15 益田系繰り人形(益田市) 2/5 芸予諸島のとんど行事(尾道市) 3/11 藤縄神楽(大洲市) 3/13 鎮縄神楽(愛媛県大洲市) 3/24 能地春祭り(三原市) 3/25 津口荒神祭(世羅町)



図1 「湯立神楽」湯立神楽
(香川県丸亀市)



図2 「大壺(ダイバ)」鎮縄神楽
(愛媛県大洲市)

3. (平成 24 年度) 4/8 石城神楽(光市) 4/29 橋山神楽(北広島町) 5/20 作木神楽(三次市) 6/2 四国神楽(高知県橋原町) 9/1 京築神楽(太宰府市) 9/22 佐料神楽(高松市) 10/7 太田神楽(尾道市) 10/18 新居浜太鼓祭り(新居浜市) 10/27 御調白太荒神神楽(尾道市) 大原神職神楽/山王寺和野神楽(雲南市) 12/1 ヤンサ祭り(中津市) 12/1 三毛門神楽(豊前市) 12/2 京築

神楽（行橋市） 12/16 上田原湯立神楽（豊後大野市） 1/19 城南宮湯立神楽（京都市） 2/3 佐伯神楽（大分県佐伯市） 2/10 高千穂神楽（大分県高千穂市） 2/16 修正鬼会（豊後高田市） 2/25 備中神楽（高梁市） 3/2 布川花祭り（愛知県東栄町） 3/17 梶矢神楽（安芸高田市） 3/24-27 ヨンドンクッ（韓国濟州市） 3/31 三ツ山大祭（姫路市）



図3 「湯改め荒神」上田原湯立神楽（大分県豊後大野市）



図4 「御網」佐伯神楽（大分県佐伯市）

4. (平成24年度) 4/1 岩国行波の神舞（岩国市） 4/11 清原神事（豊前市） 5/26 吉備津神社（福山市） 8/5 島田人形浄瑠璃（光市） 8/15 木間神楽（萩市） 9/23 御嶽神楽（豊後大野市） 10/15 西条祭り（西条市） 10/27 湯立神楽（豊前市） 11/3 津野山神楽（高知県梺原町） 12/1 円座餅つき（福岡県築上町） 3/9 雲南神楽（雲南市）



図5 「湯立」清原神事（大分県豊前市）



図6 「悪魔祓」津野山神楽（高知県梺原町）

5. これらのフィールドワーク調査とこれまでの中国地方の神楽を中心としたフィールドワークと突き合わせ、環瀬戸内海地域（瀬戸内海を囲む岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、大分各県）における神楽を中心に祭礼や芸能を含め類似性や共通性を確認した。

6. 特に民間神楽において環瀬戸内海地域では共通の表象物（神殿と呼ぶ祭場/柱/天蓋/白い布/藁人形/鬼神/湯立/等）が濃密に分布している。しかもこれらが連動し使用されている。しかし現在、これら表象物は神楽の一場面で独立的に使用されているに過ぎず、その使用目的はほとんど明確でない。

7. 環瀬戸内海地域に残る神楽関連文書を参考にこれら表象物の使用目的を考察した。するとこれらがどれも死霊供養の場で使用されていることが明らかとなった。
（参考）三村泰臣「神楽の建築」、民族藝術（23巻）2007、同「東アジア民間祭祀の藁人形」、民族藝術（25巻）2009、同「神楽における「白い布」」、民族藝術（27巻）2011、同、神楽の天蓋について中国地方各地の神楽比較研究、古代文化センター、2009。

8. また、中国長江中流域の民間祭祀で実際に使用されているこれら表象物の意義を考察し、それらが死霊祭祀と連動して使用されていることを明らかにした。
（参考）三村泰臣「長江流域の死霊祭祀重慶市西陽土家族苗族自治州小河鎮桃坂村の「大道場」」、民族藝術（22巻）2006、同「日中民間祭祀祭場の比較研究」、賽社与楽戸国際学術検討会論文集（上冊）2006、同「論中国南方の大道場和日本の関係」、国際学術検討会論文集「追根問難」、2007、他。

9. 日本神楽は死霊祭祀を基礎に、天蓋という祭具の下で太鼓による順逆の歌舞を行う。この形は東アジアに共通するが、湯立と鬼神舞をすることに日本神楽の独自性が認められる。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

三村泰臣、備後地方の神楽と荒神祭、広島県文化財ニュース、査読無、220号、2014、1-12

三村泰臣、湯立の神楽と「白い布」、宗教研究、査読有、第87巻、2014、409-410

三村泰臣、環瀬戸内海神楽の表象物、民族芸術、査読有、第30巻、2014、44-49

三村泰臣、鎮守の森を考える 鎮守の森と神楽、広島民俗、査読無、81号、2014、27-36

三村泰臣、広島酒とくらし、広島民俗、査読無、第79号、2013、1-25

三村泰臣、名荷神楽 謎の「三宝荒神御繩」、歴史ジャーナル、査読無、2012、100巻、1-10

三村泰臣、安芸津の祭礼行事、安芸津町史通史編、東広島市、査読無、2012、996-1012

〔学会発表〕(計8件)

三村泰臣、鎮守の森と神楽、広島民俗学会、2013.10

三村泰臣、湯立の神楽と「白い布」、日本宗教学会、2013.9

三村泰臣、環瀬戸内海神楽の表象 湯立神楽と鬼神舞の考察から、民族芸術学会、2013.4

三村泰臣、秀吉の時代の舞がいきづく広島神楽、電気学会、招待講演、2013.3

三村泰臣、神楽による地域づくり人づくり、広島県、2012.9

三村泰臣、広島酒とくらし 神楽と酒、広島民俗学会、2012.10

三村泰臣、南方民俗学の方法、日本民俗学会、2011.10

三村泰臣、民俗芸能の伝承活動、日本都市計画学会中四国支部、招待講演、2011.7

〔図書〕(計1件)

三村泰臣、南々社、中国・四国地方の神楽探訪、2013、331

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

()

研究者番号:

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: